

鳥取県大規模店舗立地誘導条例施行規則をここに公布する。

#### 鳥取県大規模店舗立地誘導条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(増築等の規模等)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める規模又は内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総床面積の2割を超える増加を伴うもの
- (2) 大規模店舗の用途を変更するもの

(設置届)

第4条 設置届は、様式第1号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第8条第1項第6号の規則で定める軽微な増築等は、条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせない増築等であって、総床面積の3割を超える増加を伴わないものとする。

3 条例第8条第3項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模店舗の敷地及びその周辺の土地の利用の現況を記載した図面
- (2) 大規模店舗の設置について、条例第8条第4項各号に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬ場合にあつては、その旨及び当該確認若しくは許可の申請又は届出を行おうとする時期を記載した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(設置届出者による公表の方法)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める方法は、条例第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項並びに住民説明会を開催する日時及び場所を次のいずれかの方法により周知する方法とする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 関係市町村の世帯のおおむね全部に必要な事項を記載した書面を配布する方法
- (3) 前2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法

2 条例第9条第5項の規定による報告は、様式第2号による報告書を提出して行うものとする。

3 設置届出者は、条例第9条第5項及び第10条第4項の規定による公表を次のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- (2) 関係市町村の世帯のおおむね全部に書面を配布する方法
- (3) インターネットを利用して2週間以上一般の閲覧に供する方法（当該方法により閲覧に供する旨及び閲覧に供する期間を前2号のいずれかの方法によりあらかじめ周知する場合に限る。）
- (4) 第1号又は第2号に掲げる方法に代わるものとして知事が適当と認める方法

(関係住民の意見陳述)

第6条 条例第10条第2項の規定による意見の陳述は、様式第3号による意見書を提出して行うものとする。

(設置届出者の報告)

第7条 条例第10条第4項の規定による報告は、様式第4号による報告書を提出して行うものとする。

2 条例第11条第4項の規定による報告は、様式第5号による報告書を提出して行うものとする。

(重要な変更)

第8条 条例第11条第5項の規則で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第8条第1項第2号に掲げる事項の変更にあつては、当該敷地の所在地のすべてを変更するもの
- (2) 条例第8条第1項第4号に掲げる事項の変更にあつては、総床面積の2割を超える増加を伴うもの  
(知事意見等への異議)

第9条 条例第12条第1項の規定による申出は、様式第6号による申出書を提出して行うものとする。

(重要変更届)

第10条 重要変更届は、様式7号による届出書を提出して行うものとする。

(軽微な変更)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 総床面積を増加させる変更であつて、総床面積の1割を超える増加を伴わないもの
- (2) 総床面積を減少させる変更であつて、当該大規模店舗の条例別表第1の左欄に掲げる規模の区分に変更を生じさせないもの
- (3) 設置工事に着手する予定の日を延期するもの

2 条例第17条第1項の規定による届出は、様式第8号による届出書を提出して行うものとする。

(地域貢献活動の認証申請等)

第12条 条例第18条第2項の規定による認証を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出するものとする。

2 条例第18条第4項の規定による報告は、毎年、様式第10号による報告書を提出して行うものとする。

(身分証明書の様式)

第13条 条例第19条第3項に規定する証明書は、様式第11号によるものとする。

(集客時飽和度の算定)

第14条 集客時飽和度は、主要交差点の各流入方向からの予測交通量（大規模店舗に予定集客数があった場合において、当該交差点を信号機による管制に従つて当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）を、その飽和交通流率（交通需要が飽和状態となった場合において、当該交差点を青色の灯火の信号（以下「青信号」という。）により直進し、左折し、又は右折することができる状態で当該流入方向から1時間に通過できる自動車の台数（知事が別に定めるところにより算定したものとする。）のうち最大のものをいう。）で除して得た数のうち、同一の青信号に従つて同時に当該交差点を通過できる流入方向に係るものの最大値を合計した数値とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第61号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大規模店舗設置届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置（新築・増築・改築・用途変更）について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称	
大規模店舗の所在地	
大規模店舗の用途	
大規模店舗の総床面積	
設置工事に着手する予定の日	年 月 日
大規模店舗の予定集客数	年・月・日当たり 約 人

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

住民説明会開催結果報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所  
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 氏名 ㊟  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

大規模店舗の設置（の変更）について住民説明会を終了したので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称		
新設（変更）届出年月日		年 月 日
開催日時		年 月 日 時 ～ 時
開催場所		
出席者数		人
説明者	職名	
	氏名	
開催の公表	公表の方法	
	内容	
	公表した日	年 月 日
関係住民が述べた意見		当該意見に対する見解

- 注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。  
 2 住民説明会の開催日時等の公表の内容がわかるもの及び住民説明会において配布した資料を添付すること。  
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

意見書

年 月 日

職 氏 名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（大規模店舗の名称）の設置（の変更）について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

なお、本書が同条第3項の規定により設置届出者に送付され、その概要が同条第4項の規定により公表されることを了承します。

記

（意見の内容）

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

見解報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての意見に対する見解について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第10条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
設置（変更）届出年月日	年 月 日
関係市町村長又は関係住民の意見	当該意見に対する見解

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

対策報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等を踏まえて講ずる対策について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称	
設置（変更）届出年月日	年 月 日
知事意見等	対策の内容等

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で報告すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

異議申出書

年 月 日

職 氏 名 様

申出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置（の変更）についての知事意見等に異議があるので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第12条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、本申出の審査が同条第4項の規定により公開で行われ、その結果が同条第5項の規定により公告されることを了承します。

記

大規模店舗の名称	
知事意見等を知り得た日	年 月 日
(異議の内容)	

注1 「知事意見等を知り得た日」は、設置届出者にあつては知事意見等の通知を受けた日、関係市町村長にあつては知事意見等の送付を受けた日、関係住民にあつては知事意見等の公告のあった日とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



大規模店舗重要変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置について重要な変更をしたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗の名称		
設置届出年月日	年 月 日	
変更予定年月日	年 月 日	
変更内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更理由		

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

大規模店舗変更（設置中止）届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大規模店舗の設置について、次のとおり変更（中止）をしたので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模店舗名称		
設置届出年月日	年 月 日	
変更（中止）年月日	年 月 日	
変更内容	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
変更（中止）理由		

注1 設置届出者が複数の場合は、連名で届け出ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

地域貢献活動認証申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

㊤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年における地域貢献活動について知事の認証を受けたいので、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

大規模店舗の名称		
活動項目	実施時期	活動内容
	月 日 ～ 月 日	
目標		

注1 施設設置者が複数の場合は、連名で申請すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

報告者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

知事の認証を受けた 年における地域貢献活動の実施結果について、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第18条第4項の規定により、次のとおり報告します。

大規模店舗の名称		
活動項目	計画内容	実施結果
	月 日 ～ 月 日	

注1 施設設置者が複数の場合は、施設設置者ごとに報告すること。

2 実施した活動の内容のわかる資料を添付すること。

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職名	
氏名	
上記の者は、鳥取県大規模店舗立地誘導条例第19条第2項の規定に基づき立入検査を行う職員である。	
年 月 日	
職 氏名	印

（裏）

鳥取県大規模集店舗立地誘導条例(抜すい)
(立入検査等)
第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。